

令和6年第1回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

令和6年3月12日（火曜日）

◎議事日程

日程第		会議録署名議員の指名
1		
2	議案第2号	令和6年度豊頃町一般会計予算
3	議案第3号	令和6年度豊頃町国民健康保険特別会計予算
4	議案第4号	令和6年度豊頃町介護保険特別会計予算
5	議案第5号	令和6年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算
6	議案第6号	令和6年度豊頃町医療施設特別会計予算
7	議案第7号	令和6年度豊頃町簡易水道事業会計予算
8	議案第8号	令和6年度豊頃町公共下水道事業会計予算

◎出席議員（9名）

1番	小笠原 玄 記 君	2番	後 藤 孝 夫 君
3番	岩 井 明 君	4番	杉 野 好 行 君
5番	藤 田 博 規 君	6番	大 崎 英 樹 君
7番	大 谷 友 則 君	8番	坂 口 尚 示 君
9番	中 村 純 也 君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	按 田 武 君
副 町	長	菅 原 裕 一 君
教 育	長	中 川 直 幸 君
農 業 委 員 会 長		井 下 睦 男 君
代 表 監 査 委 員		山 口 浩 司 君
総 務 課 長		熊 谷 雅 美 君
企 画 課 長		小 野 直 人 君
住 民 課 長		加 藤 さ お り 君
会 計 管 理 者		
福 祉 課 長		鎗 木 政 洋 君
産 業 課 長		齋 藤 学 君

施設課長	越谷光裕君
農業委員会事務局長	林谷一徳君
教育委員会教育課長	森直史君
総務課参事	江口孝君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	山田良則君
庶務係主査	手塚健人君

午前 10 時 00 分 開議

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 中村議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、7 番大谷友則議員及び 8 番坂口尚示議員を指名します。

◎ 議案第 2 号から議案第 8 号

- 中村議長 日程第 2 議案第 2 号令和 6 年度豊頃町一般会計予算について、日程第 3 議案第 3 号令和 6 年度豊頃町国民健康保険特別会計予算について、日程第 4 議案第 4 号令和 6 年度豊頃町介護保険特別会計予算について、日程第 5 議案第 5 号令和 6 年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 6 議案第 6 号令和 6 年度豊頃町医療施設特別会計予算について、日程第 7 議案第 7 号令和 6 年度豊頃町簡易水道事業会計予算について及び日程第 8 議案第 8 号令和 6 年度豊頃町公共下水道事業会計予算についてを一括議題とします。

議案第 2 号から議案第 8 号までの 7 件について、一括して提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

- 菅原副町長 令和 6 年度豊頃町一般会計予算、国民健康保険特別会計を含む 4 特別会計予算及び簡易水道事業会計、公共下水道事業会計の 2 事業会計予算について、議案第 2 号から議案第 8 号まで一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第 2 号令和 6 年度豊頃町一般会計予算について、予算書 1 ページを御覧願います。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 4,400 万円と定めるもので、前年度当初比 7.5% の減です。

次に 2 ページ、第 1 表歳入歳出予算。

歳入は、1 款町税 4 億 5,175 万 9,000 円、2 款地方譲与税 1 億 2,391 万 3,000 円、3 款利子割交付金 1 億 6 万 7,000 円、4 款配当割交付金 1 億 3 万 5,000 円、5 款株式等譲渡所得割交付金 1 億 5 万 1,000 円、6 款法人事業税交付金 5 億 3 万 7,000 円、7 款地方消費税交付金 7,149 万 9,000 円、8 款自動

車税環境性能割交付金 1,463 万 7,000 円、9 款地方特例交付金 1,510 万円、10 款地方交付税 24 億 9,605 万 1,000 円、11 款交通安全対策特別交付金 56 万 3,000 円、12 款分担金及び負担金 1,939 万 5,000 円、13 款使用料及び手数料 8,601 万 4,000 円、14 款国庫支出金 6 億 9,843 万 6,000 円、15 款道支出金 2 億 805 万 7,000 円、16 款財産収入 4,960 万 4,000 円、17 款寄附金 4,550 万 5,000 円、18 款繰入金 3 億 6,454 万 1,000 円、19 款繰越金 1,300 万円、20 款諸収入 1 億 5,003 万 5,000 円及び 21 款町債 6 億 2,740 万円で、項については次に掲げたとおりです。

次に 4 ページ。

歳出は、1 款議会費 6,600 万 4,000 円、2 款総務費 8 億 1,609 万 7,000 円、3 款民生費 7 億 1,652 万 8,000 円、4 款衛生費 2 億 9,929 万 9,000 円、5 款農林水産業費 3 億 5,723 万 6,000 円、6 款商工費 2 億 3,955 万円、7 款土木費 10 億 885 万 9,000 円、8 款消防費 3 億 7,754 万 2,000 円、9 款教育費 7 億 7,523 万 2,000 円、10 款災害復旧費 5 万円、11 款公債費 7 億 8,660 万 3,000 円及び 12 款予備費 100 万円で、項については次に掲げたとおりです。

次に、1 ページに戻っていただきます。

第 2 条、債務負担行為は、地方自治法の規定に基づいて債務の負担をすることができる事項、期間、限度額などの条件を 6 ページ、第 2 表債務負担行為に定めるもので、1 件、令和 6 年度から令和 7 年度まで、限度額を 944 万 8,000 円と定めるものであります。

次に、1 ページです。第 3 条、地方債。起債の目的、限度額などの条件を 7 ページ、第 3 表地方債に定めるもので、道営農地整備事業 1 件ほか 23 件で、限度額を計 6 億 2,740 万円で定めるものであります。

1 ページ。

第 4 条の一時借入金は、一時的な借入れの最高額を 5 億円と定めるものであります。

第 5 条の歳出予算の流用は、予算の額に過不足が生じた場合に、同一款内で各項間の経費の流用を行うことができることを定めたものであります。

次に、219 ページからの一般会計附表は、特別職（会計年度任用職員を含む）、一般職、再任用職に係る給与費明細書、228 ページからは、債務負担行為 22 件で、翌年度以降にわたるものについて、前年度末までの支出または支出見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書です。232 ページ、地方債の前々年度末、前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

次に、２３３ページ。

議案第３号令和６年度豊頃町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億７，９０１万６，０００円と定めるもので、前年度比１．１％の増です。

２３４ページ、第１表歳入歳出予算。

歳入は、１款国民健康保険税１億４，３０２万２，０００円、２款国庫支出金８９万２，０００円、３款道支出金３億７，１９５万円、４款財産収入１万６，０００円、５款繰入金６，３１２万１，０００円、６款繰越金１，０００円及び７款諸収入１万４，０００円で、項については次に掲げたとおりです。

次に２３５ページ、歳出は、１款総務費６１９万９，０００円、２款保険給付費３億４，４０５万５，０００円、３款国民健康保険事業費納付金１億９，６４５万９，０００円、４款保健事業費１，１５６万円、５款基金積立金２，００１万６，０００円、６款諸支出金６２万７，０００円及び７款予備費１０万円で、項については次に掲げたとおりです。

次に、２３３ページです。第２条の一時借入金は、一時的な借入れの最高額を５，０００万円と定めるものであります。

第３条の歳出予算の流用は、予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で各項間の経費の流用を行うことができることを定めたものであります。

次に、２６３ページ、国民健康保険特別会計附表は、特別職の給与費明細書であります。

次に、２６５ページ、議案第４号令和６年度豊頃町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億７，８３１万９，０００円と定めるもので、前年度比０．３％の減です。

２６６ページ、第１表歳入歳出予算。

歳入は、１款介護保険料６，２７５万円、２款使用料及び手数料１６８万円、３款国庫支出金９，６４９万６，０００円、４款道支出金５，５４０万８，０００円、５款支払基金交付金９，５４８万９，０００円、６款財産収入６万２，０００円、７款繰入金６，５８５万円、８款繰越金２８万円及び９款諸収入３０万４，０００円で、項については次に掲げたとおりです。

次に、２６７ページ、歳出は、１款総務費５６７万７，０００円、２款保険給付費３億４，３７９万３，０００円、３款地域支援事業費２，８５９万９，０００円、４款基金積立金６万２，０００円及び５款諸支出金１８万８，０００円で、項については次に

掲げたとおりです。

次に、３０３ページから、介護保険特別会計附表は、特別職、一般職、会計年度任用職員以外の給与費明細書であります。

次に、３１１ページ、議案第５号令和６年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７，７６８万３，０００円と定めるものであり、前年度比１２．２％の増です。

３１２ページ、第１表歳入歳出予算。

歳入は、１款後期高齢者医療保険料５，４６１万８，０００円、２款繰入金２，２９６万２，０００円、３款繰越金１，０００円及び４款諸収入１０万２，０００円で、項についてはここに掲げたとおりです。

次に、３１３ページ。

歳出は、１款総務費１３５万７，０００円、２款後期高齢者医療広域連合納付金７，６１２万５，０００円、３款諸支出金１０万１，０００円及び４款予備費１０万円で、項についてはここに掲げたとおりです。

次に、３２９ページ、議案第６号令和６年度豊頃町医療施設特別会計予算について御説明いたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８，１３０万５，０００円と定めるものであり、前年度比８．６％の増です。

３３０ページ、第１表歳入歳出予算。

歳入は、１款財産収入７９万９，０００円、２款繰入金４，０５０万５，０００円、３款繰越金１，０００円及び４款諸収入４，０００万円で、項については次に掲げたとおりです。

次に、３３１ページ。

歳出は、１款医院費４，５４６万６，０００円、２款歯科診療所費３，４８７万５，０００円及び３款公債費９６万４，０００円で、項については次に掲げたとおりです。

３４７ページ、医療施設特別会計附表は、地方債の前々年度末、前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

次に、別冊の事業会計予算書を御覧願います。

事業会計予算書１ページ、議案第７号令和６年度豊頃町簡易水道事業会計予算について御説明いたします。

第１条は、総則です。

第２条は、業務の予定量を見込むもので、主要な建設改良事業は茂岩簡易水道基幹的施設改良事業であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入の第1款簡易水道事業収益を2億4,055万2,000円、支出の第1款簡易水道事業費用を2億5,693万5,000円とするものであります。

第4条、資本的収入及び支出の予定額については、2ページを御覧ください。

収入の第1款資本的収入を1億8,049万7,000円、支出の第1款資本的支出を2億4,330万6,000円とするものであります。

第4条の2は、特例的収入及び支出で地方公営企業法の適用の日の属する会計年度以前の会計年度に発生した債権または債務にかかるもので、未収金及び未払金の金額は、それぞれ158万3,000円及び2,118万7,000円です。

第5条、債務負担行為は事項、期間、限度額を定めたもので2,250万円であります。

3ページ、第6条、企業債は起債の目的等を定めるもので、限度額計1億890万円とし、起債の方法、利率、償還の方法は表に記載のとおりです。

第7条は、一時借入金の限度額を1億5,000万円とし、第8条は、各項の経費の金額の流用をすることができる場合を営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定め、第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費と定め、第10条は、他会計からの補助金を定めるものであります。

次に、13ページから19ページまでの附表は、特別職、一般職、会計年度任用職員以外の給与費であります。

次に、20ページは、第5条、債務負担行為に関する調書で、限度額を2,250万円と定めるものです。

次に、21ページ、地方債の前々年度末、前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

次に、22ページ、令和6年度の予定キャッシュ・フロー計算書は、入金と出金の流れを示すもので、当年度末における資金残高を2,146万2,360円と見込むものであります。

次に、23ページ、当年度末における予定貸借対照表は、24ページの負債の部と資本の部の合計、23ページ、資産の部がそれぞれ22億7,158万3,947円となる見込みであります。

次に、25ページ、当年度当初における予定開始貸借対照表は、負債の部と資本の部の合計、資産の部をそれぞれ23億258万4,847円と見込んでおります。

次に、29ページ、議案第8号令和6年度豊頃町公共下水道事業会計予算について御説明いたします。

第1条は、総則です。

第2条は、業務の予定量を見込むもので、主要な建設改良事業は社会資本整備総合交付金事業であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入の第1款下水道事業収益を2億1,985万1,000円、支出の第1款下水道事業費用を2億2,054万6,000円とするものであります。

第4条、資本的収入及び支出の予定額について、30ページ、収入の第1款資本的収入を1億2,907万7,000円、支出の第1款資本的支出を1億8,686万8,000円とするものであります。

次に、第4条の2は、特例的収入及び支出で地方公営企業法の適用の日の属する会計年度以前の会計年度に発生した債権または債務にかかるもので、未収金及び未払金の金額は、それぞれ3,789万5,000円及び7,746万円です。

第5条、債務負担行為は事項、期間、限度額を定めたもので8,322万6,000円です。

次に、31ページ、第6条、企業債は起債の目的等を定めるもので、限度額計3,530万円をとし、起債の方法、利率、償還の方法は表に記載のとおりです。

第7条は、一時借入金の限度額を1億5,000万円とし、第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定め、第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費と定め、第10条は、他会計からの補助金を定めるものであります。

次に、40ページから45ページまでの附表は、一般職、会計年度任用職員以外の給与費明細です。

次に、46ページ、第5条、債務負担行為に関する調書です。47ページは、地方債の前々年度末、前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書で、それぞれ表に記載のとおりであります。

次に、48ページ、令和6年度のキャッシュ・フロー計算書は、入金と出金の流れを示すもので、当年度末における資金残高を660万68円と見込むものであります。

次に、49ページ、当年度末における予定貸借対照表は、負債の部と資本の部の合計、資産の部がそれぞれ30億5,282万8,909円となる見込みであります。

次に、51ページ、当年度当初における予定開始貸借対照表は、負債の部と資本の部の合計、資産の部をそれぞれ31億5,638万7,909円と見込んでおります。

以上、議案第2号令和6年度豊頃町一般会計予算、議案第3号から議案第6号までの4特別会計予算及び議案第7号、議案第8号の2事業会計予算について一括して提案説明を申し上げました。予算を審議いただく際は、予算説明書、説明第1号から第

24号により御説明させていただきます。

以上でありますので、御審議をよろしくお願いいたします。

●中村議長 ここで、お諮りします。

議案第2号令和6年度豊頃町一般会計予算から議案第8号令和6年度豊頃町公共下水道事業会計予算までの7件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号令和6年度豊頃町一般会計予算から議案第8号令和6年度豊頃町公共下水道事業会計予算までの7件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

◎ 議案第2号

●中村議長 議案第2号令和6年度豊頃町一般会計予算についてを審議します。

これから、質疑を行います。

令和6年度豊頃町一般会計予算書14ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1款町税、1項町民税。

(質疑なし)

●中村議長 2項固定資産税。

(質疑なし)

●中村議長 3項軽自動車税。

(質疑なし)

●中村議長 4項町たばこ税。

(質疑なし)

●中村議長 2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税。

(質疑なし)

●中村議長 2項地方揮発油譲与税。

(質疑なし)

●中村議長 3項森林環境譲与税。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 森林環境譲与税ですけれども、こちらの収入予算が前年より62万9千200円の増額となっておりますが、こちらはどのような理由によるもので

しょうか。

●中村議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 御答弁いたします。

大きな理由は二つありまして、一つ目が去年までは森林環境譲与税、国は借入金を借りて譲与しておりました。それが令和6年度からは森林環境税を本格的に徴収いたします。それで増額になっているのがまず1点。それと、譲与の率が変わりました。私有林の人工林面積と林業就業者数が、私有林人口面積で譲与率が50%だったのが55%、林業就業者数は25%だったのが30%ということで、どちらかというところ今までは都会有利だったのですけれども、それがなくなって、こういう小さい町に譲与額が多くなるということでございます。

以上でございます。

●中村議長 1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 また、来年度、令和6年度から、この森林環境税についてなのですが、市町村において、個人の住民税の均等割と合わせて、1人年額1,000円が徴収されると総務省のホームページにも掲載されております。こちらは税収の全額が国によって森林環境譲与税として市町村へ譲与されるとあります。また、これについては森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされており、こちらに関しては市町村がインターネットなどを利用して、その使い道を公表しなければなりませんというふうに記されております。実際、私もホームページで確認してみたのですが、豊頃町においても、ホームページで調べると、年度ごとにどのように使ったか、使途については公表はされているわけなのですが、今後、町民からこのような形で年額1,000円徴収を行うということになるわけですから、ホームページの公表だけではなく、町広報紙等についても使途を広く広報していくという意味で、公表していくことが積極的に必要かなというふうに考えていますけれども、町のお考えをお伺いいたします。

●中村議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 御答弁いたします。

今年から住民の方々から税も頂くということなので、広報紙に掲載することも積極的に取り入れていきたいと思っております。

以上でございます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 3款利子割交付金、1項利子割交付金。

(質 疑 な し)

- 中村議長 4 款配当割交付金、1 項配当割交付金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 8 款自動車税環境性能割交付金、1 項自動車税環境性能割交付金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 9 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 1 0 款地方交付税、1 項地方交付税。
(質 疑 な し)
- 中村議長 1 1 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 1 2 款分担金及び負担金、1 項分担金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 2 項負担金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 1 3 款使用料及び手数料、1 項使用料。
1 番小笠原議員。
- 1 番小笠原議員 1 目総務使用料、3 節その他施設使用料について質問いたします。
まちなか活性化拠点施設の収入予算計上額ですけれども、この1 0 万円という額は拠点施設の開設以降、ずっとこの金額で見ているものなののでしょうか、伺います。
- 中村議長 小野企画課長。
- 小野企画課長 御答弁申し上げます。
こちらの歳入の予算につきましては、施設建築当初から1 0 万円ということで計上させていただいてきております。
- 以上でございます。
- 中村議長 1 番小笠原議員。
- 1 番小笠原議員 先日議決しました令和5年度の補正予算について、ここの使用料

の予算が29万1,000円という数字も出ておりまして、この当初予算から見ても、上回っている数字だなというふうに見受けられます。また、この使用料の内訳、宿泊費であるという話も担当課から伺っておりますけれども、現在制定されている豊頃町まちなか活性化拠点施設条例を参照すると、宿泊料金は1人1泊5,000円と定められておるわけで、これを基にすれば、当初予算というのは約20泊分というふうに計算できるわけでありまして。単純に365日で割ったとしても、宿泊施設の稼働率はわずか5%程度という見積になるわけです。昨年6月に、私一般質問で、この拠点施設の活用や稼働についての質問を町長にさせていただいたところでありましてけれども、この当初予算のところでは、そこに対する改善、意欲といいますか、そこのでこ入れをしていくというのがちょっと見えにくいなというふうに感じております。既に観光も含めた経済活動については、コロナの影響を使うということはもう非常に難しくなっているわけで、この使用料の予算についても、もう少し上の数字を見据えて、関係各所尽力していくことが必要と思われましてけれども、そこに関しての担当課及び町長の考えを改めて伺います。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

これまで施設の宿泊ということで、議員おっしゃるとおり、コロナの感染等で宿泊者等の人数の動きがちょっと読みづらいということもございまして、当初予算10万円という歳入で計上させていただいてきておりましたが、令和5年の実績見込みにつきましても、今のところ39万7,000円と見込みが立っているところでございます。歳入の予算につきましては、今後、過去の実績等を踏まえながら予算の計上をさせていただきたいなと思ってございます。

以上でございます。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 中身については、ただいま担当からお話があったとおりでございます。議員おっしゃるとおり、やはり施設の利用に関して、改善意欲というか、そういったところは持っていかなければならないというところは過去に私もお話をさせていただいた経過がございますので、その辺しっかりと、今年度はこの形でいかせてもらおうとしても、次年度からしっかりと中身を再点検させていただきながら、現状に合ったような歳入の計上の仕方というところを考えてまいりたいと、そのように思います。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。22ページ、2項手数料。

(質 疑 な し)

●中村議長 14款国庫支出金、1項国庫負担金。
(質疑なし)

●中村議長 2項国庫補助金。
(質疑なし)

●中村議長 3項委託金。
(質疑なし)

●中村議長 15款道支出金、1項道負担金。
(質疑なし)

●中村議長 2項道補助金。
(質疑なし)

●中村議長 3項委託金。
(質疑なし)

●中村議長 16款財産収入、1項財産運用収入。
(質疑なし)

●中村議長 2項財産売却収入。
(質疑なし)

●中村議長 17款寄附金、1項寄附金。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 2目の指定寄附金のふるさと応援寄附金について伺います。

今年度の予算ですけれども、ふるさと応援寄附金について4,550万円の計上となっておりますが、この金額の算出根拠について伺います。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

本年度の歳入4,550万円の算出根拠でございますが、ふるさと納税の令和5年度の実績見込みが現在3,200万円程度となっている状況でございます。令和5年度の途中に増加いたしました寄附申込みにかかるポータルサイト2社ございますが、そちら10月から増やしているところでございますが、そちら2社の実績からも、次年度、年間換算にしますと、およそ1,200万円から1,300万円程度の寄附が現在見込まれるということで、今年の実績プラスアルファ一千二、三百万円程度の金額を、件数を掛けて積算しまして4,550万円と計上したものでございます。

以上でございます。

●中村議長 1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 答弁ありがとうございました。

従来の寄附サイトの年額プラス、新たに開設したふるさと納税のホームページのほうの年の相当額で見ているということでしたけれども、新聞等でも報道がありましたが、令和4年度のふるさと納税の金額が、豊頃町は3,792万円で、先ほどの課長からのお話で令和5年度は3,200万円と見積もっているという中で、このような減少傾向という形であります。新規の開設分を年間換算額で見ている分増額しているという話があったのですけれども、予算としては結構強気な形で見ているという印象を受けておりまして、もちろん予算の推定どおりに行ってくればいいなという考えは持っていますけれども、この予算の目標のところに向けては、このふるさと納税の様々な促進策も打っていく必要があるのかなというふうに考えております。もちろん、この方策の詳細については、一般社団法人ココロコが担っていく形というふうに捉えておりますけれども、ふるさと納税の事業主体については町が担当しているという考えでありますから、今年度の方針として町はどのような考えを持っているのか伺います。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

新年度におきましては、4,550万円という予算、歳入目標を立てさせていただきましたが、ポータルサイトの増加という意味は、令和5年度で十分実績を、手応えといいますか、少し感じたところでございます。令和6年度におきましては、このポータルサイトをさらに増加して、目にさせていただく機会を多くすることを第一の対策として実践していこうと考えてございます。また、既存の商品、返礼品等の組み合わせをもっと多くしまして、パッケージ商品として新たな商品として打ち出していこうという、今、協議も進めてございます。また、最近注目されています町内での体験型の返礼品というのも、今現在ココロコとも商品化に向けて協議中ではございますので、そちらも含めて検討して、ふるさと納税の増加を図っていききたいと考えてございます。

以上でございます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 18款繰入金、1項繰入金。

(質 疑 な し)

●中村議長 19款繰越金、1項繰越金。

(質 疑 な し)

●中村議長 20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料。

(質 疑 な し)

●中村議長 2項預金利子。

(質 疑 な し)

●中村議長 3項貸付金元利収入。

(質 疑 な し)

●中村議長 4項受託事業収入。

(質 疑 な し)

●中村議長 5項雑入。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 1 款町債、1 項町債。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、4 4 ページからの歳出については、目ごとに質疑を受けます。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

説明第 1 号及び説明第 2 号。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 予算説明書 1 ページをお開きください。

説明第 1 号、太陽光発電システム設置工事の施工について説明いたします。

役場庁舎の電力の一部を賄い、温室効果ガス排出量を削減するため、太陽光発電システムを設置することとし、第 2 款総務費に予算を計上いたしました。

1、工事の概要は、工事名、太陽光発電システム設置工事。工事予算額、2,534 万 4,000 円。工事内容、太陽光発電パネル 32 枚、庁舎渡り廊下南側壁面に設置いたします。パワーコンディショナー 2 台、蓄電システム一式、発電量等表示機器一式、電気工事一式の施工を行うものであります。

2、契約の方法は、指名競争入札により行います。

続きまして、予算説明書 3 ページをお開きください。

説明第 2 号、庁舎エアコン設置工事の施工について説明いたします。

役場庁舎執務フロアの換気や室内温度を調整し、衛生的かつ快適な職場環境を保つため、エアコンを設置することとし、第 2 款総務費に予算を計上いたしました。

1、工事の概要は、工事名、庁舎エアコン設置工事。工事予算額 1,800 万円。工事内容、庁舎内エアコン設置及び電気工事一式。設置台数、2 階、マルチエアコン 2 台、ルームエアコン 1 台。3 階、マルチエアコン 2 台、ルームエアコン 2 台。合計

7 台の施工を行うものであります。

2、契約の方法は、指名競争入札により行います。

以上、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 先ほど説明のありました太陽光発電システムの設置工事について御質問いたします。

発電パネルや蓄電システム等を導入するということですが、こちらについては、耐用年数はどれぐらいで見ているのでしょうか。

●中村議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 御答弁いたします。

耐用年数は20年から25年ということでございます。

以上でございます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

5 番藤田議員。

●5 番藤田議員 職員海外派遣研修負担金についてお伺いいたします。

どのような形で研修を予定しているのでしょうか。

●中村議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 御答弁いたします。

コロナ禍前までと同様に、北海道市町村振興協会が主催する海外研修というのがあります。それに申し込んで参加するということでございます。

以上でございます。

●中村議長 5 番藤田議員。

●5 番藤田議員 研修先は分かっているのでしょうか。

●中村議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 つい先日、文書が来ておりまして、ヨーロッパのドイツ、スペイン等々を回ることになっております。

以上でございます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。2 目文書広報費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 目財産管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4目町有林管理費。

説明第3号。

齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 予算説明書5ページを御覧ください。

説明第3号、町有林造林事業の施行について御説明いたします。

令和6年度において、本町の健全な森林の造成や保育を行うため、町有林造林事業を施行することとし、第2款総務費に予算計上いたしました。

事業概要について御説明いたします。

造林事業を施行する団地につきましては全8団地で、新植につきましては安骨団地外2団地、新植合計面積17.40ヘクタール、事業予算額983万4,000円です。下刈は、茂岩団地外6団地、下刈合計面積53.45ヘクタール、事業予算額1,076万9,000円。間伐は、茂岩団地外2団地、間伐合計面積21.04ヘクタール、事業予算額1,087万9,000円。準備地拵は、茂岩団地外3団地、地拵面積、合計17.10ヘクタール、事業予算額745万8,000円。野そ駆除は、茂岩団地外5団地、駆除合計面積112.34ヘクタール、事業予算額39万3,000円です。造林事業総面積221.33ヘクタール、総事業予算額3,933万3,000円であります。

事業の概要につきましては、以上であります。

なお、町有林造林事業施行位置図につきましては、裏面6ページを御参照ください。

契約方法は、随意契約であります。

説明は以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 5目地方振興費。

4番杉野議員。

●4番杉野議員 5目の中で町自衛隊後援会補助金がございます。今まで様々な協力をいただいて、元グループホームの施設等を利用させていただきながら訓練等を自衛隊の皆さんにさせていただきました。今後、施設が有料化されるということになると、なかなか利用もしづらいなという意見がございます。本年度予算の中で云々ということではございませんけれども、今後ともその施設利用等に関して、ある程度の配慮をいただければありがたいなというふうに思いますし、自衛隊後援会に対しても、なお一層の力浴えをいただければありがたいなというふうに思い、質問をさせていただきます。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

先ほど自衛隊員の皆さんの旧グループホームの利活用につきましてお話がございました。令和5年度につきましては、8月1日から実証事業ということで、無償で多様な使い方で今検証をしているところでございますが、先般御説明申し上げたとおり、次年度におきましても、その実証期間を延ばしながら、将来的にどのような施設で使っていったらよろしいのかということで検証する予定でございます。その期間中は、現在の無償利用ということで、多様な使い方を継続する予定でございますので、その期間は無料で今までどおりお使いいただけると認識しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

●中村議長 4番杉野議員。

●4番杉野議員 町長のお考えも伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 自衛隊の関係につきましては、私、就任してからは、いわゆる喫緊のこの防災への備えですとか、いろいろな他方を考えますと、やはりそういった非常時には協力していただかなければならないというようなこともありまして、各種行事含めて出させていただきながら、自衛隊の幹部の方ともいろいろなお話をさせていただいている中で、今回、先ほど担当課長のほうからありました旧グループホームの活用ですとか、また総合体育館でもいろいろな形で使っていただいていますし、今年は茂岩山の上でもいろいろな訓練をしていただいたりだとか、いろいろなことで使わせていただいているということで、自衛隊からも非常に感謝を受けておりますし、私もこれまでのお付き合いから、やはりしっかりとそこら辺は継続していかなければならないと、そのように考えております。

ケース、ケースでいろいろ支援、配慮も考えていかなければならないというようなことを考えておりますので、自衛隊、そして後援会含めて、御相談をいただければと、そのように思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次へ進みます。60ページ、6目生活安全推進費。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 交通安全・防犯対策一般経費の18節負担金補助及び交付金について質問いたします。

こちらの中で自転車用ヘルメットの購入費の補助金が計上されておりますけれど

も、補助対象者ですとか補助金額など事業詳細について伺います。

●中村議長 加藤住民課長。

●加藤住民課長 お答えします。

道路交通法の一部改正によりまして、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務化されました。本町においてはヘルメット着用の促進及び自転車事故の際の頭部への損傷軽減を目的として購入費の一部を補助するものです。

補助制度の概要につきましては、町内の販売店におきまして、令和6年4月1日以降に安全基準を満たした自転車用ヘルメットを購入した町民に対し、上限3,000円を補助するものです。3,000円以下のヘルメットに対しては全額ということになります。

以上です。

●中村議長 1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 今、事業詳細についてのお話がありましたけれども、実際にこの町内の購入できるところでヘルメットを購入して、そこに対する補助を受けるということでしたけれども、これは実際に購入した後に、レシートですとか申請書みたいなものを役場に提出して、その補助金を受け取るというような形でよろしいのでしょうか。

●中村議長 加藤住民課長。

●加藤住民課長 小笠原議員のおっしゃるとおり、購入していただいた後に申請書、領収証、レシート、あと安全基準が確認できるものなどを提示していただいて、指定の口座に振り込むという形を想定しております。

以上です。

●中村議長 1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 また、基本的に対象者は町民全てという形になると思うのですが、やはり小中学生ですとか、子どもたちが結構メインになるのかなと思うのですが、こういったところのヘルメットの購入補助について、広報紙等で当然広報すると思うのですが、各学校ですとか保育所等への周知はどのように考えているのでしょうか。

●中村議長 加藤住民課長。

●加藤住民課長 議員おっしゃるとおり、広報紙、ホームページ、LINEなどで広く周知するとともに、町内3校小中学校及び保育所においても周知チラシの配付を予定しております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 62ページ、7目企画費。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 まちづくり推進費について3問お伺いいたします。

まず、10節の需用費についてでございます。こちら印刷費が210万円計上されておりますけれども、どのような事業に使用する費用かお答えください。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

こちらの印刷費の増加につきましては、次年度、移住・定住フェアまたは移住・定住説明会等の出展を予定してございまして、そちらで使う移住・定住専用のパンフレット及びそれらをひとまとめにするような手提げ袋のビニール袋を作成しようと考えてございまして、それぞれ1,000部ずつ印刷をする予定で計上してございます。

以上でございます。

●中村議長 1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 今、移住・定住フェアで使用するものという答弁がありましたけれども、こちらの移住・定住フェアについても関連して質問させていただければと思います。

本年度、予定しているのはどういったエリア、例えば東京とか大阪とか札幌とかあると思いますけれども、どういったエリアに出展を予定しているのか。あと、回数について伺います。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

次年度におきましては、現在の予定でございますが、北海道移住交流協議会が実施いたします移住フェアへの参加、こちら東京が1回。また、十勝圏複合事務組合から助成を受けて、東京または大阪府内で1回ということで2回を予定してございます。

以上でございます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

●中村議長 1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 次、2問目に移らせていただきたいと思います。

次、12節の委託料についてです。豊頃南町町有地分筆測量等委託業務が計上されておりますけれども、こちらについては町政執行方針でも町長から南町の町有地分譲

についてはお話がありましたけれども、この分譲地の分譲開始は具体的にいつ頃を予定しているかお答え願います。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

新年度に入りましたら、まず町有地の測量分筆登記、こちら委託業務でお願いをいたしまして、その登記が完了後、広報、ホームページ等で広く期間を設けまして募集をしたいと考えております。

以上でございます。

●中村議長 1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 今答弁ありましたけれども、ということは、まだ具体的にはいつ頃というのは決まっていないというふうに認識してよろしいのでしょうか。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、現在詳しい期間はまだ決まってございません。

以上でございます。

●中村議長 1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 それでは、3 問目に移らせていただきます。

今度は18 節の負担金補助及び交付金についてでございます。この中で豊頃町総合プロモーション推進協議会補助金が30 万円計上されているところであります。こちらの補助金については、豊頃町総合プロモーション推進協議会というものが2016 年に発足して以降、地方創生を担う若者、特に町内在住の18 歳から40 歳の未婚男性らを主に対象として、豊頃団志として育成して、当初は首都圏での地場産品PR ですとか人材育成、地域産業活性化、移住・定住対策等を総合的に進めるというところで発足したわけでございますけれども、こちらの団体については対象範囲を男女問わない、有志に拡大し、事業内容もより当初の対外的なものといいますか、町内や町民向けへの活動にシフトしておりまして、当初の設立目的とは変化している印象を持っているところであります。

本協議会は役場内の組織ではないというふうに考えておりますが、事務局は企画課で担当しているということですので、本協議会における本助成金を活用した近年の活動ですとか、あと令和6 年度の活動方針について伺います。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

こちら、総合プロモーション推進協議会につきましては、現在の活動は主に関係人口の創出という部分では東京学芸大学の学生さんとのやり取りをさせていただく

活動が一つと、もう一つは、先ほど議員おっしゃっていました町内有志の豊頃団志というところで、カッチコッチ祭りですとか、そういった町内向けのイベントを企画、実践すること、この二つが今柱となつてございます。

次年度におきましても、これらの大きな柱二つは大きく変わりはありませんで、次年度、東京学芸大学の学生さんが少し多めに来るというお話ですので、そちらを巻き込みながら、町内イベントへの参加ですとか、町内の方々との交流を深めて、お祭りの開催に向けて実施できたらなと現在考えております。

以上です。

●中村議長 1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 今、関係人口の創出というところで東京学芸大学の学生さんの受入れについてですとか、現在も地域おこしの活動もされているという話は伺っております。こちらについてはすごくよい取組なのかなというふうに考えております。ただ、豊頃団志の活動なのですけれども、やはり 8 年が経過して、私も 6 年ほど前から活動にも関わるようになりまして、町長も当時、担当課としていろいろ精力的に活動されていたというふうに見てはいますけれども、ただ、やはり 8 年前と比較すると、その当時、活動に参加できていた人も家庭や労働環境の変化があり、なかなか参加できないようになってきていて、また、新規事業等をやろうにも、なかなか新たな若年層ですとか、それ以外の有志の方をどういうふうに参加を促していくかというところが非常に難しくなっていて、当初の方針のような活動を行っていくことが現在難しい、また担い手が少ないというような現実には直面しているというところかなと考えております。

実際に先ほどの課長の答弁でもありましたけれども、冬のお祭りとして 2020 年から開催しているカッチコッチ祭りについては、やはり豊頃団志のメンバーですとか、協力団体からは今後もやっていきたいねという話もあるのですけれども、やはりなかなか町民を巻き込んだところについての人材育成ですとか地域産業活性化、移住・定住対策のところ、ここはなかなか、現在ちょっと満足に事業を行えていないのかなというような感触を持っております。ここも協議会の在り方ですとか事業内容、町民への協力をどのように行うかというところも、8 年たったというところもありますので、今後についても見直していく必要もあるのかなというふうに考えておりますけれども、以上を踏まえまして、今後の方針とか、あと町民への協力等についての考えを改めて伺いたいと思います。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、8 年が経過しまして、役員会等集まる方々もちょっと固

定化をしてきているという現状もございます。メンバーも登録者数は大勢いるのですけれども、出てくる方を考えますと、もう一度メンバーの、中心となってくれる方の洗い出しから、また人それぞれ得意分野というものがあると思いますので、例えば部会制にして、各部会に分けて専門分野で活動していただくとか、そういったこともちょっと工夫しながら考えていきたいなと思ってございます。

以上でございます。

●中村議長 1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 各部会等の話もありましたけれども、やはり各産業団体もかなり参加人数が減ってきていて、そういった団体としてどうつくるかというのも非常に難しい中なので、なかなか部会のところは正直難しいところがあるのかなというような印象を持っているところでもあります。

いずれにしても、やはり新規の関わってくれる方を増やすということは非常に大事なかなと思いますので、そのあたりも引き続きいろいろと考えていただければと思います。

以上です。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃるとおり、私もこの職になる前、企画課にいたときには、その仲間として皆さんと活動をさせていただいたということもございます。当初、行政が関わるのではなくて、地域おこし協力隊が中心になって皆さん集めながらやっていくというような形だったのですが、その後、地域おこし協力隊が辞められたりということで、今、事務局が企画課ということもございますけれども、今、その中でも活動を続けられていた議員のお話をお聞かせいただいた中では、やはり実態としてそういうような形になってきているのであれば、やはりそこは経年経過した中でそれぞれ意識も変わっているというところでは、今後中身の見直しだとか、そういったところも、私自身お話を聞いて必要であるというふうに思いました。ただ、関係人口の創出ですとか、町の施策としてやる部分というのは、やはりどこか関わっていただきながら進めていかなければならないということを考えていますので、その辺、担当課としっかりと話を詰めながら、今後しっかりとした形で組織についても皆さんのほうに提示しながら論議を深めていきたいと、そのように思っています。

以上でございます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

1 1 時 1 5 分まで休憩します。

午前 1 1 時 0 5 分 休憩

午前 1 1 時 1 5 分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

70ページ、8目地籍管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 9目電算情報管理費。

説明第4号。

小野企画課長。

●小野企画課長 説明第4号、I P－B O X空調設備更新工事の施工について御説明申し上げます。

予算説明書7ページをお開きください。

本案件は、平成22年に整備しました本町の情報通信基盤設備、通称光ファイバー設備でございますが、そちらが13年経過いたしまして、光ファイバー網のインターネットプロトコルを格納するボックス、こちら通称I P－B O Xでございます、の空調設備が経年によりまして、メーカー保守が切れ、かつ故障に対応するための修理部品の生産が中止となっていることから、年間を通しての気温の変化に起因する機器の故障及び動作不良を防ぐことを目的にボックス内の空調機器2台及びヒーター1台の更新を行うため、I P－B O X空調設備更新工事を施工することとし、2款総務費に計上したものでございます。

次に、工事概要について御説明いたします。

工事名、I P－B O X空調設備更新工事。工事予算額986万2,000円。工事内容、既存設備の撤去及び空調設備2台、ヒーター1台の取付工事一式でございます。工事箇所の位置図につきましては、対図番号1ページに記載しておりますので御参照ください。

次に、契約の方法であります。随意契約を予定してございますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

以上です。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありますか。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 電算機器管理費の11節、役務費について伺います。

こちらの回線経費なのですが、今年度は440万6,000円と、前年度の205万6,000円に比べて、ほぼ倍近い金額となっておりますけれども、こちらの詳細について伺います。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

こちらの回線経費につきましては、令和3年9月に施行しました地方公共団体情報

システムの標準化に関する法律に基づきまして、地方公共団体における基幹行政システムを令和7年度末までに国が提供するクラウドを活用した標準準拠システムへ移行を目指す方針がなされたことから、本町の基幹行政情報システムにつきまして、期限までに移行することとし、令和6年度からその準備を進める予定でございます。

こちらの回線経費につきましては、それらの準備段階で令和6年8月1日から国のクラウド回線へつなぐ予定をしてございまして、その経費使用料の分が増加したものでございます。

以上でございます。

●中村議長 1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 令和6年の8月から、この国のネットワークにつなぐという話がありましたけれども、ということは、この大幅に上昇しているものは、今後、令和7年度以降も同様にかかってくるものというふうに考えてよろしいのでしょうか。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、この回線につないだら、それ以降、回線使用料がかかってくるということでございます。

以上でございます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 74ページ、10目簡易郵便局費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2項徴税費、1目税務総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 コンビニ交付サービス事業費についてお伺いいたします。

こちら、事業全体の予算は172万1千円を見ているところですが、こちらのサービスについては、令和5年度の途中からサービス開始になったと伺っておりますけれども、現在までの発行実績と、それに基づいた令和6年度の大体の交付数の見積はどれぐらいになっているのでしょうか、お伺いいたします。

●中村議長 加藤住民課長。

●加藤住民課長 答えいたします。

本サービスにつきましては、令和6年1月10日稼働開始となっております。それ以降、令和6年1月の実績におきましては、住民票、印鑑証明合わせて19件、令和

6年2月分につきましては、住民票、印鑑証明合わせて20件。令和6年度ですが、窓口での交付の件数のおよそ1割を見込んでおります。件数にいたしまして、印鑑証明、住民票合わせて130件で予算を計上しております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 4項選挙費、1目選挙管理委員会費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5項統計調査費、1目統計調査費。

(質 疑 な し)

●中村議長 6項監査委員費、1目監査委員費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 国民健康保険事業費、89ページの27節の操出金のところについて伺います。

こちら、操出金のその他のところですが、前年に比べてかなり大幅な増額となっておりますが、どのような理由によりこういう増額になったのでしょうか。

●中村議長 鍋木福祉課長。

●鍋木福祉課長 今回の予算につきましては、国保財政の安定化のための基金に積み立てる予算でございます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 2目長寿社会振興費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3目老人福祉費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4目障害者福祉費。

(質 疑 な し)

●中村議長 96ページ、5目福祉医療費。

(質 疑 な し)

●中村議長 6目福祉バス等管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 7目後期高齢者医療費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項児童福祉費、1 目保育所費。

1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 105 ページの保育所運営費の13 節の使用料及び賃借料についてお伺いいたします。

こちらの予算で保育所業務支援システムの費用が計上されておりますけれども、こちらについては導入コストなのか、ランニングコストなのか、どのような費用か伺います。

●中村議長 鎗木福祉課長。

●鎗木福祉課長 このシステムの予算につきましては、導入費用、もちろん今回初めてやるものもありますので、それについては導入費用になりますが、これは併せて運用費用ということになります。運用経費と導入費用が一緒になっているというものでございます。

以上です。

●中村議長 1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 今回、新規の導入費用も盛り込んでいるという話がありましたけれども、こちら、昨年の12 月のほうに、私、DX の一般質問で保育所等のICT システムについて質問したところでありますけれども、そのシステムが導入されるという考えでよろしいのでしょうか。

●中村議長 鎗木福祉課長。

●鎗木福祉課長 御答弁申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、保育所の保護者等のサービス向上と保育士あるいは事務員の業務負担を鑑みて、今回新たに登降園管理等について導入するものでございます。

以上です。

●中村議長 1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 こちら、町長の町政執行方針のところにも言及ありましたけれども、このようなICT システム、迅速に導入していただいたことには非常に感謝できますし、評価できるというふうに考えております。これから、恐らく保護者等の反応も見ながら、いろいろ改良していくかなということにはなると思いますが、引き続き、保育園の保護者等も含めた環境向上、ぜひよろしくお願いいたします。

●中村議長 鎗木福祉課長。

●鎗木福祉課長 これからもICT の分野については、暫時いろいろ取り入れながらやっていくことが最善だと考えておりますので、状況を見ながら、あるいは保護者等

のニーズを伺いながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 目子育て支援費。

1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 子育て支援費、ページでいうと 107 ページになるかと思いますがけれども、11 節及び 18 節にファミリー・サポート関係の予算が計上しておりますけれども、こちらのファミリー・サポートはお願いしたい依頼会員と役務を提供できる提供会員という 2 種類の会員数があると思いますが、こちらの登録者数、また、あとファミリー・サポート事業の現状について伺います。

●中村議長 鎭木福祉課長。

●鎭木福祉課長 御答弁申し上げます。

ファミリー・サポート事業につきましては、議員おっしゃるとおり、子育てに対して手伝ってもらいたい会員さんと、そのサービスを提供できる会員さん、こちらの二つをマッチングするサービスでございます。現在、依頼する、要は子育てに対して手伝ってもらいたいというふうに登録している方は、令和 5 年度では 1 世帯、お子さんは 2 名となっております。その反対にサービスを提供する会員の登録数につきましては、これはお二人の方が登録をしております。今年度の今の実績につきましては、この 1 世帯の方が 7 日分、これを依頼してマッチングしてサービスを提供しております。7 日分でお二人のお子さんがいらっしゃって、計 14 人のお子様がサービスの提供を受けているという現状でございます。

以上です。

●中村議長 1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 このファミリー・サポートの事業なのですが、令和元年度から事業が実施されて、現在運用されていて、利用者がいるという話だったと思いますが、この会員の募集のところについては、恐らく豊頃町だけではなくて、近隣の自治体もやはりお願いしたい人は結構いると思うのですが、やはりこの提供できる人をどう確保するかというのは非常に難しい問題なのかなというふうに考えております。会員の募集については定期的に広報等でも拝見しているところではありますので、全く周知されていないわけではないと思うのですが、提供する側の方は、豊頃町は人口も少ないというところがありますので、例えばこういう子育てのところで手伝ってくれそうな人に対して当たりをつけるという言い方が正しいかわからないのですが、そういった形で募集を増やしていくという考え方も必

要なのではないかなというふうに考えますがいかがでしょうか。

●中村議長 鎚木福祉課長。

●鎚木福祉課長 御答弁申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、広報に出したからといってなかなか人が集まるわけではないということは承知しております。実際、今の会員もそういう中で広報等の周知と併せながら声掛けをして、いかがでしょうかねというところで会員登録に至っているというところがございますので、今後につきましても、そういう声掛けが大事なのかなと思っております。

以上です。

●中村議長 1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 豊頃町の場合、やはり保育所についても土曜日も受け入れてはいるけれども午前中まででしたり、なかなか夜間の下校の時間も早いところがあるので、こういったところではファミリー・サポート事業の活用を考えることは非常に重要なのではないかなというふうに考えております。こちらについても、今後いろいろな周知をしっかりとよろしくお願いいたします。

●中村議長 鎚木福祉課長。

●鎚木福祉課長 努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 もう 1 点ございます。ことばの教室運営費のところについて御質問がございます。

こちらについては、109 ページの 18 節の負担金補助及び交付金のところに、新たに障害児相談支援従事者研修負担金が計上されていますけれども、こちらの負担金について詳細をお願いいたします。

●中村議長 鎚木福祉課長。

●鎚木福祉課長 この予算につきましては、町政執行方針の中でもお話申し上げましたが、相談支援専門員、現在、ことばの教室には 1 名おります。もう 1 名増やして、支援の部分について充実を図っていかうというように予算を計上しているところがございます。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 目学童保育所費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4目児童措置費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3項災害救助費、1目災害救助費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2目保健センター管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3目保健指導費。

7番大谷議員。

●7番大谷議員 このたび、带状疱疹のワクチンについての補助金をして接種を進めようとしておりますが、どのような内容になるのかお聞かせ願います。

●中村議長 鍋木福祉課長。

●鍋木福祉課長 带状疱疹のワクチン接種、新年度から予定をしております。予算につきましては、この中の予防接種費になります。119ページの扶助費、予防接種費、この中に含まれているものでございます。

带状疱疹の予防接種につきましては、豊頃医院で接種をすることを想定しております。ワクチンは不活化ワクチンの使用ということになっております。ワクチンには生ワクチンと不活化ワクチンがあるのですが、不活化ワクチンのほうが免疫の、予防接種の効果の部分でかなり高いという部分がございます。若干値段が高いというところがあるのですが、予防接種の発症予防効果、これを見て、病院の先生ともお話をしながら、この不活化ワクチンで行こうということで、不活化ワクチンを使用した予防接種を考えております。

対象者につきましては、50歳以上の町民。不活化ワクチンの予防接種は2回接種になります。1回の接種で5,000円、2回合わせて1万円の自己負担になります。定期ワクチンには入っておりませんので、通常ですと1回2万3,280円、2回でこの倍の金額になるところを、1回当たり2万3,280円のうち、町のほうで1万8,280円、この部分を助成するということでございます。

接種方法につきましては、豊頃医院に電話予約をして、豊頃医院か大津診療所で接種することを考えてございます。

この接種料金につきましては、自己負担分を接種後に病院の窓口で支払う、という方法を考えてございます。

以上です。

●中村議長 7番大谷議員。

● 7 番大谷議員 町民の中には罹患した人たちから、内容や後遺症について聞いているわけございまして、どうしても自分は接種したいなと思う人たちがいると思いますが、この人たちにいかに伝達していくのかお聞かせ願います。

● 中村議長 鍋木福祉課長。

● 鍋木福祉課長 このワクチンの接種につきましては、予算を議決いただいた後に広報あるいはホームページまたはLINE、そのようなもので周知を図りながら接種を進めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

● 中村議長 ほかに質疑はありませんか。

2 番後藤議員。

● 2 番後藤議員 予防接種の関係で、今回 5 類となった新型コロナワクチンの接種というか、その辺の事業の中身、説明願います。

● 中村議長 鍋木福祉課長。

● 鍋木福祉課長 御答弁申し上げます。

新型コロナワクチン、5 類に変わって無料で接種できるというのが今年度いっぱいということになってございます。新年度以降は自費で接種を受けるということになってございます。今、国のほうで示されているのは、65 歳以上の方あるいは疾病等を患っているような方、それらについては定期接種という形で、ある程度助成がされるのではないかとされているのですが、65 歳未満の方については任意接種となりますので、恐らく自己負担で接種を受けるということになるのではないかと考えております。詳細については、まだ示されておりませんので、これは分かり次第、また広報等で周知を図っていきたいと思っております。

接種の時期は、秋、冬からの開始。今のインフルエンザと同等の接種時期に始まるというふうに言われております。

以上です。

● 中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

● 中村議長 次に進みます。120 ページ、4 目乳幼児等医療費。

(質 疑 な し)

● 中村議長 5 目清掃費。

(質 疑 な し)

● 中村議長 6 目し尿処理費。

(質 疑 な し)

● 中村議長 2 項簡易水道費、1 目簡易水道費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 1 2 6 ページ、2 目農業総務費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 1 3 0 ページ、3 目土地改良総務費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 4 目道営事業費、説明第 5 号。

齋藤産業課長。

- 齋藤産業課長 予算説明書 9 ページを御覧ください。

説明第 5 号、道営農地整備事業の施行について御説明いたします。

令和 6 年度において、農業生産性の向上を図るため、道営農地整備事業を施行することとし、第 5 款農林水産業費に予算計上いたしました。

事業概要について御説明いたします。

初めに、事業名は、長節地区は継続事業であります。全体事業費 2,300 万円、事業予算額 391 万円、負担割合は 17%であります。事業の内容につきましては、区画整理を面積 8 ヘクタール実施いたします。

次に、事業名、茂岩地区は継続事業であります。全体事業費 7,200 万円、事業予算額 1,224 万円。負担割合は 17%であります。

事業の内容につきましては、調査設計を実施いたします。

次に、事業名、二宮西地区は新規事業であります。全体事業費 20 万円、事業予算額 10 万円、負担割合は 50%であります。事業の内容は、二宮西地区の調査計画及び計画樹立にかかる調査計画策定をいたします。

3 地区の総事業費は 9,520 万円、総予算額は 1,625 万円であります。

事業の概要につきましては、以上であります。

なお、道営農地整備事業施行位置図につきましては、裏面 10 ページ、対図番号 1 ページが長節地区です。11 ページ、対図番号 2 ページが茂岩地区。12 ページ、対図番号 3 ページが二宮西地区であります。

なお、事業主体は、北海道であります。

説明は以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

- 中村議長 質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 5 目多面的機能発揮促進事業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2項畜産業費、1目畜産業費。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 135ページの畜産振興事業費について伺います。

こちら、18節の負担金補助及び交付金のところに、新規で乳用牛振興対策事業補助金が計上されておりますけれども、こちらの事業詳細について伺います。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁申し上げます。

乳用牛振興対策事業についてでございますが、昨年6月の定例会において、補正予算において御承認いただいた新たな事業でございます。

家畜伝染病、いわゆるヨーネ病の感染拡大防止に特化した取組に支援いたします。事務局は豊頃町酪農振興会が主体的に行っておりまして、あくまでも希望で行うものですので、町内約7,000頭のうち50%にあたる3,500頭。1回の検査が2,000円。その3分の1を負担するということで233万4,000円を計上しております。

以上です。

●中村議長 1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 この伝染病の家畜疾病等の補助については、ほかにも家畜自衛防疫組合の補助金ですとか、その下にあります家畜の疾病対策事業補助金等もありますけれども、こちらについても詳細を伺います。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁申し上げます。

まず、家畜疾病対策事業についてでございますが、これは夏場の夏季暑熱対策として実施するワクチン接種に対する補助として、対象費用の一部を助成しております。主に令和5年度までは乳房炎ワクチンに補助をしておりましたが、さらに来年度からはサルモネラワクチンについて補助をするということになっております。サルモネラワクチンにつきましては、初めて打つ牛につきましては年2回で、7,200頭の500円。2回分ですので、これも3分の1の補助ということで240万円。さらに、3回目以降につきましては、1回の接種と考えておりますので、3,000頭の50万円で、290万円が増額となっております。これも、あくまでも希望される農家さんを対象に使うものでございまして、家畜自衛防疫組合につきましては、会員全員に石灰等の消毒作業に使うものとか資材を配付するものですので、その辺で差をつけているところでございます。

以上です。

●中村議長 1番小笠原議員。

● 1 番小笠原議員 ありがとうございます。

あと、もう 1 点、町有牧野の管理運営費についても伺いたします。

こちらは、令和 6 年度の答申については、これまでも議員全員協議会等で報酬の説明とかはされたわけではありますけれども、今回改めて前年度に比べると、前年度が 1,050 万円だったのに対し、今回 1,625 万円で予算を見ているところでありまして、こちらの増額理由について伺いたします。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁申し上げます。

まず、委託料です。委託料について、昨年度 950 万円から来年度は 550 万円増額となって 1,500 万円となっております。これにつきましては、季節雇用準職員の確保が難しくなったため、牧場を担当する農協の正職員が 2 名から 3 名に増加したことに伴う人件費 440 万円の増と、牧場管理委託内で行われます肥料散布等の資材、燃料の高騰に伴う支出経費で 110 万円、合計 550 万円の増となっております。

●中村議長 1 番小笠原議員。

● 1 番小笠原議員 今回、町の負担金額が増額しているという形ではありますけれども、今回、利用料の値上げについても各事業者のところのヒヤリングをした上で改定をしたという話も伺っております。ただ、改定したといっても、実際本当に使ってもらえるのかということではこれからのところだと思いますので、しっかりとこの使用料を得ていくためにも、各事業者への周知ですとか、そういったところはしっかり担当課のほうからお願いしたいところであります。

以上です。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁申し上げます。

来年度の指定管理につきましては、もう既に農協と済んでいるわけですが、今現在、新年度予算に持っている金額につきましては 12 万 8,000 頭と、これはヨーネ病感染農家も入れた頭数で計算しております。ヨーネ病感染牛がいる農家につきましては、移動が制限されておりますので、実際には預託等は難しいところなのですが、今それを十勝の畜産試験場と農協と協議をしながら、どのような形で入れられるか協議しているところでございますので、予定どおり、計画どおり遂行できるよう実施してまいります。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

8 番坂口議員。

● 8 番坂口議員 豊頃町家畜ふん尿等バイオマス事業推進協議会の補助金についてですけれども、今後どのような話が進められているのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

● 中村議長 齋藤産業課長。

● 齋藤産業課長 御答弁申し上げます。

今現在、Ｊリードで建設中なのは御存じだと思いますが、実際に今この協議会で何かを進めるということはないのですけれども、ただ、町内にそういったものが建設されています。今年度につきましても勉強会を開催して、今後豊頃町のほうでどのような形で施設を利用できるのか検討してまいりたいと思います。

● 中村議長 8 番坂口議員。

● 8 番坂口議員 それはＪリードに町内のものを入れたいということなのですか。

● 中村議長 齋藤産業課長。

● 齋藤産業課長 答弁申し上げます。

Ｊリードにつきましては、あくまでも自分のところでの処理というふうに聞いております。それ以外につきましては、やはり別に建てるとか、それが今後どのような形で豊頃町内で建設ができるのか、そういったことをこの協議会を通じて協議してまいりたいと思います。

以上です。

● 中村議長 8 番坂口議員。

● 8 番坂口議員 そのほかに建てるといような意見を持っている事業者はいるのですか。

● 中村議長 齋藤産業課長。

● 齋藤産業課長 御答弁申し上げます。

そういった農家はいらっしゃいます。ただ、まだこれからいろいろなクリアしなければいけないものがありますので、それをクリアしてからになると思います。

以上です。

● 中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

● 中村議長 昼食のため、しばらく休憩いたします。

午前 11 時 49 分 休憩

午後 1 時 40 分 再開

● 中村議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

134 ページ、2 目公社営事業費、説明第 6 号。

齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 予算説明書 13 ページを御覧ください。

説明第 6 号、畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）豊頃第 2 地区の施行について御説明いたします。

令和 6 年度において、計画的な草地整備改良等を行い、酪農畜産経営の強化と安定を図るため、畜産担い手育成総合整備事業豊頃第 2 地区を施行することとし、第 5 款農林水産業費に予算計上いたしました。

事業概要について御説明いたします。

事業名は、畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）豊頃第 2 地区で、継続事業でございます。全体事業費 3,545 万 3,000 円、事業予算額 1,433 万 3,000 円。事業の内容につきましては、基本施設設備で、草地整備、面積 30.30 ヘクタール、暗渠排水、面積 1.03 ヘクタールを実施いたします。

事業の概要につきましては、以上であります。

なお、畜産担い手育成総合整備事業豊頃第 2 地区の施行位置図につきましては、裏面 14 ページを御参照ください。

事業主体は、公益財団法人北海道農業公社であります。

説明は以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑ありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 3 項林業費、1 目林業総務費。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 2 目林道整備費。

説明第 7 号及び説明第 8 号。

齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 予算説明書 15 ページを御覧ください。

説明第 7 号、林道開設工事の施工について御説明いたします。

令和 6 年度において、森林整備の施業の低コスト化、大型トラックによる運搬費の縮減など、森林整備の推進を図るため林道開設工事を施工することとし、第 5 款農林水産業費に予算計上いたしました。

工事概要について御説明いたします。

対図番号 1 ページ、工事名、林業専用道久保 3 号線開設工事でございます。工事予算額 1,520 万円。工事内容は、工事延長 500 メートル、幅員 3.6 メートルの新規開設工事であります。

次に、対図番号 1 ページ、工事名、林業生産基盤整備道二宮線開設工事は、継続路

線であります。工事予算額 4,250 万円。工事内容は、工事延長 620 メートル、幅員 4 メートルでございます。

工事の概要につきましては、以上であります。

なお、施工位置図につきましては、裏面 16 ページを御参照ください。

図面右側に新規工事予定の林業専用道久保 3 号線開設工事、左側に継続路線の林業生産基盤整備道二宮線開設工事でございます。

契約方法は、指名競争入札であります。

次に、予算説明書 17 ページをお開きください。

説明第 8 号、道営林道事業の施行について御説明いたします。

令和 6 年度において、道有林と一般民有林に連絡林道を開設することにより、主伐、間伐、造林などの施業を計画し、適正な森林管理による水源涵養、山地災害防止などの公益的機能の発揮を図り、林道起点には国道 336 号津波避難場所、終点側にはトンケシ緊急避難場所があり、両避難場所を連絡することから、林道開設によって地域住民の避難路、防災の拠点としての活用も期待されることから、道営林道事業を施行することとし、第 5 款農林水産業費に予算計上いたしました。

事業概要について御説明いたします。

事業名は、森林管理道大津長節線開設事業、継続事業であります。全体事業費 3,100 万円、事業予算額 775 万円。負担割合は、25%であります。事業内容は、一般民有林区間延長 1,400 メートルのうち、延長 800 メートル、幅員 4 メートルの開設工事を実施いたします。

なお、道有林区画延長 2,000 メートルの路線測量及び林道開設工事に係る事業費の町の負担はございません。

事業の内容につきましては、以上であります。

なお、道営林道事業施行位置図につきましては、裏面 18 ページをお開きください。

事業主体は、北海道であります。

説明は以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑ありませんか。

4 番杉野議員。

●4 番杉野議員 道有林の林道の開設工事でありますけれども、今般の一般質問でも詳しく伺う予定にしておりますので、ここでは総延長の部分で 336 号線からトンケシの避難場所までの整備計画というふうに理解してよろしいのでしょうか。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁申し上げます。

議員のおっしゃるとおりでございます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 目治山事業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。4 項水産業費、1 目水産業総務費。

1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 水産振興事業費の18 節、負担金補助及び交付金のところの天津漁港建設利用推進期成会の補助金についてお伺いいたします。

こちらは、昨年度は20 万円で見えていたところでもありますけれども、300 万円増額になっている理由を御説明お願いいたします。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁申し上げます。

天津漁港建設利用促進期成会補助金でございますが、令和5 年度につきましては、補助金はございませんでした。令和4 年度まで毎年20 万円の補助をしておりまして、令和5 年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大等によりまして、事業を自粛して、補助金を受けなかったところでございます。

令和6 年度におきましては、通常の事業を計画しておりまして、令和4 年度まで例年20 万円の補助をしておりましたが、まずそれを計上させていただきました。さらに300 万円の補助につきましては、天津漁港の水産の販売促進に活用する真空の袋と秋サケ、シシャモを入れたりする箱を作成し、本町の水産物のPR 活動を実施することを計画されております。そのため、本事業は平成30 年度にも行っているのですが、その資材が少なくなったということで、改めて来年度実施したいということで期成会から要望があったため、今回支援を計画したところでございます。

以上です。

●中村議長 1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 内容、よく分かりました。すみません、私、令和5 年度と言ったところ、令和4 年度だったということで、申し訳ありません。訂正いたします。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 令和5 年度の補助金はなく、令和4 年度が20 万円ということで、すね、分かりました。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 142 ページ、6 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 148 ページ、2 目観光費。

1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 151 ページの18 節です。町観光協会の補助金がございますけれども、こちら令和5 年度は100 万円の予算となっております、今回100 万円増額している形でありますけれども、こちらの詳細について伺います。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

観光協会の補助金につきましては、これまで協会の自主財源であります繰越金がありまして、それを少しずつ支消しながらこれまで来ましたが、次年度以降、それらの見込みが少し立たなくなったため、全体事業費に係る補助金を通常どおりに戻しましたというか、少し金額を上げて、事業全体が行えるように支援をするために計上いたしました。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 目除雪費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 目道路新設改良費。

説明第9 号、説明第10 号及び説明第11 号。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 予算説明書19 ページをお開き願います。

説明第9 号、町道整備工事の施工について御説明いたします。

本工事は、幌岡地区の町道の改築と道路施設の長寿命化計画に基づき、橋梁補修工事を行うもので、国からの交付金、社会資本整備総合交付金事業により、令和6 年度町道整備工事を施工することとし、第7 款土木費に計上したものであります。

施工位置については、次ページから施工位置図を添付してありますので御参照願います。

1、工事概要は、事業区分、社会資本整備総合交付金事業。対図番号1 ページ、工

事名、幌岡第3幹線改良舗装工事。工事予算額2億2,000万円。工事内容、改良延長710メートル、舗装延長780メートル、幅員5.5メートル、舗装厚12センチメートル。継続事業であります。

同じく対図番号1ページ、工事名、幌岡西2線改良舗装工事。工事予算額5,300万円。工事内容、改良延長215メートル、舗装延長100メートル、幅員5.5メートル、舗装厚12センチメートル。継続事業であります。

次に、対図番号2ページ、工事名、橋梁補修工事。工事予算額4,400万円。工事内容、橋梁補修2橋、熊野橋・保栄2号橋。継続事業であります。

これら3工事の合計工事予算額3億1,700万円であります。

2、契約の方法については、指名競争入札を予定しております。

続きまして、予算説明書23ページをお開き願います。

説明第10号、建設機械格納庫新築工事の施工について御説明いたします。

現在、除雪用機械の増強に伴い、建設機械の格納庫を新設するため、令和6年度建設機械格納庫新築工事を施工することとし、第7款土木費に計上したものであります。

施工位置については、次ページに施工位置図を添付してありますので、御参照願います。

工事概要について説明いたします。

対図番号1ページ、事業区分、社会資本整備総合交付金事業。工事名、建設機械格納庫新築工事。工事予算額1億2,000万円。工事内容、格納庫新築工事1棟、面積214.85平方メートルであります。

2、契約の方法については、指名競争入札を予定しております。

続いて、予算説明書25ページをお開き願います。

説明第11号、除雪専用車の購入について御説明いたします。

現在、除雪用機械の増強に伴い、北海道除雪機械の払い下げを利用し、除雪作業を行っておりますが、年式が古く修繕料がかさむことから、令和6年度除雪専用車を購入することとし、第7款土木費に計上したものであります。

1、事業概要について説明いたします。

事業区分、社会資本整備総合交付金事業。事業予算額8,250万円。事業内容、除雪専用車10トン級1台。新規事業であります。

2、契約の方法については、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 3項住宅費、1目住宅管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2目住宅建設費、説明第12号。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 予算説明書27ページをお開き願います。

説明第12号、町営住宅整備工事の施工について御説明いたします。

本工事は、町営住宅の長寿命化計画による個別改善事業を社会資本整備総合交付金事業で整備するものであり、令和6年度町営住宅整備工事を施工することとし、第7款土木費に計上したものであります。

施工位置については、次ページから施工位置図を添付してありますので御参照願います。

1、工事概要について御説明いたします。

事業区分、社会資本整備総合交付金事業。対図番号1ページ、工事名、ドリームタウン団地個別改善工事。工事予算額1,350万円。工事内容、塗装改善3棟6戸、屋根面積720平方メートル、外壁面積700平方メートルであります。

対図番号2ページ、工事名、十弗宝町団地町営住宅除却工事。工事予算額900万円。工事内容、除却。簡易耐火造、平屋建、1棟4戸であります。

続いて、対図番号3ページ、工事名、豊頃南町A団地個別改善工事。工事予算額2,000万円。工事内容、居住性向上2棟4戸、ユニットバス、給湯機設置。脱炭素社会対応2棟4戸、断熱玄関ドア、内窓サッシ取付、天井断熱補強です。

これら3工事は、継続工事であり、合計工事予算額4,250万円であります。

2、契約の方法については、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 4項河川費、1目河川総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5項施設費、1目施設管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 168ページ、6項公共下水道費、1目公共下水道総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 8款消防費、1項消防費、1目消防費。

(質 疑 な し)

●中村議長 172ページ、2項災害対策費、1目災害対策費。

説明第 13 号。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 予算説明書 31 ページをお開きください。

説明第 13 号、大津地域津波緊急避難場所避難路整備工事の施工について説明いたします。

津波発生の際、避難に要する時間を短縮するため、港を迂回する道道大津長節線から直接道道大津旅来線に抜ける避難路を令和 5 年度からの継続事業として整備することとし、第 8 款消防費に予算を計上いたしました。

施工位置図は、32 ページを御覧ください。

1、工事の概要は、工事名、大津地域津波緊急避難場所避難路整備工事。工事予算額、1 億 1,800 万円。工事内容、改良延長 254 メートル、舗装延長 654 メートル、幅員 7.5 メートルの施工を行うものであります。

2、契約の方法は、指名競争入札により行います。

以上、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 178 ページ、9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費。

(質 疑 な し)

●中村議長 182 ページ、2 目教育研究所費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 目学校保健費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 目スクールバス管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項小学校費、1 目学校管理費。

説明第 14 号。

森教育課長。

●森教育課長 予算説明書 33 ページをお開きください。

説明第 14 号中央区教員住宅改修工事の施工について御説明いたします。

本件につきましては、豊頃中学校新校舎移転に伴い、現在の中学校敷地内にある校長・教頭住宅も豊頃小学校敷地内に移転するため、豊頃小学校校舎東側横にある教員住宅 3 棟 4 戸を小中それぞれの校長・教頭住宅として改修するため、第 9 款教育費に計上したものであります。

工事概要ですが、工事名、中央区教員住宅改修工事。工事予算額 6,200 万円。

工事内容、改修工事といたしまして3棟4戸。外壁屋根舗装、内部改装、断熱補強、電気・照明改修、内部給水排水設備改修、給湯暖房・換気設備等の改修などがございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しております。

なお、参考としまして次のページに改修工事の施工位置図を掲載しております。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 今、御説明のありました改修工事に関連しての質問を行います。

今、豊頃中学校のほうに現行の教員住宅があると思いますけれども、そちらは今後どのように活用されていくのでしょうか。

●中村議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁申し上げます。

今回、改修工事を行いまして、一応、来年度いっぱい、工事はかかる見込みとなっております。改修後、空いた中学校の校長・教頭住宅については、そのまま教員住宅としての管理と来年度はなっております。今後、それ以降の活用方法については、町長部局と相談しながら進めていくことになると思います。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。2 目教育振興費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 項中学校費、1 目学校管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 目教育振興費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 目学校建設費、説明第15号。

森教育課長。

●森教育課長 予算説明書35ページ目をお開きください。

説明第15号、旧豊頃中学校解体工事の施工について御説明いたします。

本件につきましては、豊頃中学校が令和6年4月から新校舎に移転することから、旧校舎となる豊頃中学校校舎を解体することとし、第9款教育費に計上したものであります。

工事概要ですが、旧豊頃中学校解体工事、工事名となります。工事予算額2億8,

490万円。工事内容、校舎解体、地中埋設オイルタンク取壊しのほか、体育館につきましては、解体せずに残すこととしまして、校舎と体育館の渡り廊下接続部分に壁設置などを計画してございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しております。

なお、参考としまして、次のページに解体工事の施工位置図を掲載しております。

以上でありますので、御審議くださいますようお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 4項社会教育費、1目社会教育総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 198ページ、2目文化振興費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3目図書館費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4目える夢館費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5項保健体育費、1目保健体育総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2目体育施設費、説明第16号。

森教育課長。

●森教育課長 予算説明書37ページ目をお開きください。

説明第16号、総合体育館暖房設備増設工事の施工について御説明いたします。

本件につきましては、築40年以上経過している総合体育館につきまして、設備の経年劣化によりアリーナの暖房効率が低下していることから、暖房機を新たに増設することとし、第9款教育費に計上したものでございます。

工事概要ですが、工事名、総合体育館暖房設備増設工事。工事予算額、530万円。工事内容、アリーナ暖房設備増設一式としまして、FF式温風暖房機2台、オイルタンク1台、暖房機周りのガード設置などであります。

契約の方法につきましては、指名競争入札を予定してございます。

以上でありますので、御審議くださいますようお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 210ページ、3目学校給食費。

説明第17号。

森教育課長。

●森教育課長 予算説明書 39 ページ目をお開きください。

説明第 17 号学校給食センター食器食缶消毒保管機の購入について御説明いたします。

本件につきましては、築 25 年以上経過しております学校給食センターについて、経年劣化している調理器具類等を本町の総合計画に基づきまして、毎年度計画的に更新しているところであります。

令和 6 年度につきましては、食器食缶消毒保管機を更新することとしまして、第 9 款教育費に計上したものであります。

事業概要ですが、事業名、学校給食センター食器食缶消毒保管機購入事業。事業予算額、730 万円。事業内容、食器食缶消毒保管機 2 台。

契約の方法につきましては、指名競争入札を予定してございます。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 214 ページ、10 款災害復旧費、1 項公共土木施設災害復旧費、1 目災害調査費。

(質 疑 な し)

●中村議長 11 款公債費、1 項公債費、1 目元金。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 目利子。

(質 疑 な し)

●中村議長 12 款予備費、1 項予備費、1 目予備費。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、219 ページから 226 ページまでの令和 6 年度給与費明細書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

4 番杉野議員。

●4 番杉野議員 3 款民生費の中の社会福祉費、成年後見事業費の、節で言いまして 19 節の成年後見人報酬等助成というのがございますけれども、我が町で成年後見人を依頼して、その人たちに対して報酬を払っているというふうに理解すべきなのでしょうか。

●中村議長 鎗木福祉課長。

●鎗木福祉課長 議員のおっしゃるとおり、成年後見人をお願いして、その方に報酬を支払うというもので予算計上しているものです。

以上です。

●中村議長 4 番杉野議員。

●4 番杉野議員 町でそれを依頼して後見をしていただくようにしているということなのでしょうか。以前、私は一般質問の中で保健師もしくは一番いいのは町長が受けていただいて、町長の職責の中で職員を送って仕事をしてもらうのがいいのではないのでしょうかというふうにお話をしましたけれども、この内容で言ったら弁護士もしくは社会的な地位のある方をお願いをするというようなことになるのかと思いますけれども、それでよろしいのですか。

●中村議長 暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 5 分 休憩

午後 2 時 1 8 分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を始めます。

鎗木福祉課長。

●鎗木福祉課長 御答弁申し上げます。

成年後見人には誰でもなれるわけではございません。必要になったときに家裁等により成年後見人が指名されてやるものでございます。うちの成年後見人のこの予算につきましては、本町にございます豊頃町成年後見制度における町長申立に係る要綱に基づき予算を計上しているところでございます。これまでに利用した方はいないと存じております。

以上です。

●中村議長 4 番杉野議員。

●4 番杉野議員 ちょっと聞き取りづらかったのですけれども、もう一度お願いします。

●中村議長 鎗木福祉課長。

●鎗木福祉課長 申し訳ありません。

成年後見人につきましては、申し出があって、うちでいう豊頃町成年後見制度における町長申立に係る要綱、これに基づいて町長が指定する、申立に基づいて成年後見人というものを家庭裁判所が指定した方に指定するものでございます。誰でもなれるというわけではございませんので、そういう申し出があったときに家裁に申立てをして指定してもらいまして、なってもらった方にお支払いする予算として計上しているものでございます。

以上です。

●中村議長 4 番杉野議員。

●4 番杉野議員 今の答弁で、要は成年後見人を必要とする方が申し出たときに、町長がその代わりに特定の方を家裁から指定していただいて後見人となるという答弁だと思いますけれども、実際には成年後見人を必要とする立場の方が、もう認知ができない状態もしくは老後介護施設に入所されて、意識はあるのだけれども、ほとんどの対応ができないという方たちもおられるわけです。高齢化が進んでいる我が町では、町営住宅の中で、ある日突然意識を失ったり、倒れたりした後に、財産保全をするといっても、その方はもう成年後見人にお願いしたいのですけれどもという意見は持たれないわけです。そのために、私は前々から申し上げているように、家裁から相続関係がない方で、しかるべき地位があって、そういう状況になったときに行政の中で即応できる体制というものができませんかというふうにお話をしているわけでありま。す。ということは、首長が家庭裁判所から指定を受け、首長が指名する職員に、保健師であれ、何であれ、その人たちに職務を遂行してもらうということがいいのではないのでしょうかというふうに常に申し上げております。これは、家庭裁判所で指定するのは成年後見人が、その申し出をした人の財産もしくは介護施設等に支払う料金のお支払い等を担い、その財産管理を1年に一度、家庭裁判所に報告する、こういう義務になっているわけでありま。す。この制度が出来上がって、よからぬ思いをする弁護士等もおりま。す。て、事件等に発展していることも多々あるわけでありま。す。多くの目で、この後見をしていく、町民を支えていくという考えは持たれないのでしょうか。それともこのままの予算で弁護士もしくは司法書士等をお願いをして、うちの町は進んでいくというのが妥当なののでしょうか。どうなののでしょうか。

●中村議長 暫時休憩いたします。

午後 2 時 2 4 分 休憩

午後 2 時 2 5 分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を始めま。す。

鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長 御答弁申し上げます。

私の説明がちょっと不十分だった点、おわび申し上げます。

成年後見人の制度につきましては、先ほど申し上げたとおり家庭裁判所が成年後見人を指定するものでございま。す。本町の要綱に基づくというのは、町長がその方に全く身内がいなくて判断ができない場合について、こういう人がいるよというものに対して、裁判所が指定した後見人に報酬を支払う、こういう制度となっております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 質問、漏れたところがありましたので、ここで質問させていただきます。

まず、91 ページの民生費、1 項社会福祉費の 2 目長寿社会振興費の生きがい対策事業費のところについて伺いたします。

こちら、18 節のところに豊頃町いきがいセンター運営費補助金 40 万円計上されておりますけれども、いきがいセンターについては、今年度いっぱいシルバー人材の派遣制度が終了というか、解散になるというような話も農業従事のところでもあったところでありました。ただ、こちらは大きく予算を減額されていますけれども、運営費補助金として計上されております。こちら、今後のいきがいセンターの方針ですとか、どのような事業を行っていくのか伺います。

●中村議長 鎬木福祉課長。

●鎬木福祉課長 御答弁申し上げます。

いきがいセンターにつきましては、令和 5 年度をもって解散する旨の意向、私どもも聞いているところでございます。ただ、いきがいセンターを利用する方たちは、出面さんも含めて、生活弱者である高齢者等の世帯というのでも利用してございました。これら的高齢者の生活弱者といわれる方の必要とされている単純作業、住宅周りの草むしりですとか、環境整備、これまでなくしてしまうということは、その方たちの生活の術というものをなくしてしまうということで、実は社会福祉協議会の事務方とも、これちょっと問題ではないかということで認識をしているところでございました。そこで、1 年間、作業内容というものを、これら軽作業に限定をして、いきがいセンターという名前と持っていらっしゃる財産もありますので、草刈り機ですとか、そういう機械がありますから、その 1 年間でそれらの清算をする期間として令和 7 年度以降にそれになる仕組みというものを社会福祉協議会と今協議をしているところで、今般、その事業運営費として予算を計上しているというところでございます。

以上です。

●中村議長 1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 ありがとうございました。

事業範囲を縮小してという形で答弁いただきましたけれども、こちらは例えばお願いするにあたっての申込み方法ですとか、電話がメインになるのかなと思いますけれども、そちらのほうは従来どおりという形でよろしいでしょうか。

●中村議長 鎬木福祉課長。

●鎬木福祉課長 それらについても、今ちょうど社会福祉協議会の事務方と話をし

ございますので、間もなく方法ですとかについてお示しできると思います。いましばらくお待ちいただければと思っております。決まり次第、また広報等でお知らせができると思っております。よろしくお願いいたします。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 こちらの件については、質問を終わらせていただきます。

また別の質問をさせていただきます。

今度は69ページになりますけれども、2款総務費、1項総務管理費の企画費であります。こちらなのですけれども、地域おこし協力隊費について質問いたします。

こちら、まずは1節のところに地域づくり推進員の予算が700万円となっておりますけれども、こちらの内訳について御説明お願いいたします。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

1節報酬の部分でございます。今回増額した要因でございますけれども、令和6年度につきましては、これまで関係人口の創出などお付き合いのありました東京学芸大学の学生2名が、今までは2週間単位で秋と冬という形で来ておりましたが、次年度におきましては、それにプラス、1年間、こちらの豊頃町に住民票を置きまして、教育活動を中心としながら地域での活動をしていただけるということで、その分の報酬を計上してございます。

以上です。

●中村議長 1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 こちら、報酬のところで地域づくり推進員と、あと、また下の12節のほうに地域おこし協力活動費のほうが計上されているわけでありましてけれども、こちらの二つについての違いというのはどのような違いがあるのでしょうか。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

この委託料で増額している部分につきましては、こちらは先ほどお話ししました東京学芸大学の学生とはまた別の件で、下のほうに18節で補助金等も増額してございますが、こちらは現在いる地域おこし協力隊2名プラス1名増加できないかということで、今募集等をこれからかけて招致したいなと考えておりますので、そのための予算の計上でございます。

以上です。

●中村議長 1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 今、1名の方を新規で募集しているという話がありましたけれど

も、こちら、先月ですか、一旦、募集の案内が出ているのもホームページ等でも拝見しましたけれども、現段階についての募集状況というのはどのようになっていますでしょうか。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

現在、募集はしておりますが、応募はまだない状況で、引き続き1名の協力隊の募集をかけていきたいなと思っております。

以上です。

●中村議長 1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 せっかく募集しているということですので、こちらについてもいろいろ広報等もした上で、ぜひ有望な方をつかまえていただきたいなというところがございます。

あと、次の質問に移りますけれども、71ページです。同じ目になりますけれども、旧グループホームの利活用事業についても伺いたします。

こちらについては、予算124万円程度見ているところでありますけれども、こちらについては議員も全員協議会のところで今後の活用方法についても話を伺ったところでありますけれども、改めて令和6年度の活用方法についてどのように考えているのか伺います。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

令和6年度、旧グループホームの活用状況につきましては、先般の会議でも御説明いたしました、とりあえず令和5年度に行っている実証事業の継続という形で進めさせていただきながら、その中で今後、真に利活用できる方策を探してまいりたいなと思っております。

以上でございます。

●中村議長 1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 先日の協議会の中でも話があったところではあったのですが、こちらの利活用事業は、なかなか町民にどういうふうに使ってもらいたいのかですとか、あと、こういうような施設を実は使いたいというような町民がいるのではないかなというようなニーズの拾いのところがまだまだできていないのではないかなという意見もありましたけれども、そちらについてはどのように考えていますでしょうか。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

実証事業を昨年の８月から開始いたしまして、この施設を多目的に使えますよというアナウンスがそれ１回きりで、少し周知不足だったかなという面もございますので、再度、新年度に入りましたら、大きくもう一度、利活用できますということでアナウンスしていきたいなと思ってございます。

以上でございます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 これで、質疑を終わります。

次に、６ページの第２表債務負担行為について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、７ページから８ページまでの第３表地方債について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本一般会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第２号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２号は、原案のとおり可決されました。

２時５０分まで休憩いたします。

午後 ２時３６分 休憩

午後 ２時５０分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を始めます。

◎ 議案第３号

●中村議長 議案第3号令和6年度豊頃町国民健康保険特別会計予算についてを審議します。

これから、質疑を行います。

令和6年度豊頃町国民健康保険特別会計予算書242ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 款国庫支出金、1 項国庫補助金。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 款道支出金、1 項道補助金。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 款財産収入、1 項財産運用収入。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 款繰入金、1 項他会計繰入金。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項基金繰入金。

(質 疑 な し)

●中村議長 6 款繰越金、1 項繰越金。

(質 疑 な し)

●中村議長 7 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項雑入。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、250ページからの歳出についても項ごとに質疑を受けます。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項運営協議会費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 款保険給付費、1 項療養諸費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項高額療養費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 項移送費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 項出産育児諸費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 項葬祭諸費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項後期高齢者支援金等分。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 項介護納付金分。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項保健事業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 款基金積立金、1 項基金積立金。

(質 疑 な し)

●中村議長 6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項国保診療報酬支払基金委託金。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 項一般会計繰出金。

(質 疑 な し)

●中村議長 7 款予備費、1 項予備費。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、263 ページの令和6年度給与費明細書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第4号

●中村議長 議案第4号令和6年度豊頃町介護保険特別会計予算について審議します。

これから、質疑を行います。

令和6年度豊頃町介護保険特別会計予算書274ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1 款介護保険料、1 項介護保険料。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 款使用料及び手数料、1 項手数料。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 款国庫支出金、1 項国庫負担金。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項国庫補助金。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 款道支出金、1 項道負担金。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項道補助金。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●中村議長 6 款財産収入、1 項財産運用収入。

(質 疑 な し)

- 中村議長 7 款繰入金、1 項他会計繰入金。

(質 疑 な し)

- 中村議長 2 項基金繰入金。

(質 疑 な し)

- 中村議長 8 款繰越金、1 項繰越金。

(質 疑 な し)

- 中村議長 9 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料。

(質 疑 な し)

- 中村議長 2 項雑入。

(質 疑 な し)

- 中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

次に、284 ページからの歳出についても項ごとに質疑を受けます。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 2 項徴収費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 3 項介護認定審査会費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 2 項介護予防サービス等諸費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 3 項その他諸費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 4 項高額介護サービス等費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 5 項高額医療合算介護サービス等費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 6 項特定入所者介護サービス等費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 2 項一般介護予防事業費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 3 項包括的支援事業・任意事業費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 4 款基金積立金、1 項基金積立金。

(質 疑 な し)

- 中村議長 5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金。

(質 疑 な し)

- 中村議長 2 項繰出金。

(質 疑 な し)

- 中村議長 次に、303 ページから310 ページまでの令和6 年度給与費明細書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第4 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第5 号

- 中村議長 議案第5 号令和6 年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算について審議をします。

これから、質疑を行います。

令和6年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算書320ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 款繰入金、1 項他会計繰入金。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 款繰越金、1 項繰越金。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項償還金及び還付加算金。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 項雑入。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、324 ページからの歳出についても項ごとに質疑を受けます。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項徴収費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項繰出金。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 款予備費、1 項予備費。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第6号

●中村議長 議案第6号令和6年度豊頃町医療施設特別会計予算について審議します。

これから、質疑を行います。

令和6年度豊頃町医療施設特別会計予算書338ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1 款財産収入、1 項財産運用収入。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 款繰入金、1 項他会計繰入金。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 款繰越金、1 項繰越金。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 款諸収入、1 項診療報酬収入。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項貸付金元利収入。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、342ページからの歳出についても項ごとに質疑を受けます。

1 款医院費、1 項医院費。

説明第 18 号。

鎚木福祉課長。

●鎚木福祉課長 予算説明書 41 ページをお開きください。

説明第 18 号、豊頃医院高圧受電設備更新工事の施工について御説明いたします。

本予算案は、平成 2 年に現在の豊頃医院を新築した際設置しております高圧受電設備につきまして、設置から 33 年を経過し、更新の目安を大幅に超えていることから、安心・安全な医療体制を確保するため更新することとし、医療施設特別会計第 1 款医院費に計上したものでございます。

工事概要は、工事名、豊頃医院高圧受電設備更新工事。工事予算額、575 万 3,000 円。工事内容、電気設備工事一式であります。

なお、契約の方法は、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、御審議くださいますようお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 款歯科診療所費、1 項歯科診療所費、説明第 19 号。

鎚木福祉課長。

●鎚木福祉課長 予算説明書 43 ページをお開き願います。

説明第 19 号、豊頃歯科診療所塗装改修工事の施工について御説明いたします。

本予算案は、平成 17 年の歯科診療所の新築から 19 年が経過し、外壁及び屋根の塗装に劣化が見られることから、施設の長寿命化と安全性を確保するために改修することとし、医療施設特別会計第 2 款歯科診療所費に計上したものであります。

工事概要は、工事名、豊頃歯科診療所塗装改修工事。工事予算額 680 万円。工事内容、屋根塗装工事一式、外壁塗装工事ほか一式でございます。

なお、契約の方法は、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、御審議くださいますようお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。3 款公債費、1 項公債費。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第7号

- 中村議長 議案第7号令和6年度豊頃町簡易水道事業会計予算についてを審議します。

これから、質疑を行います。

令和6年度豊頃町簡易水道事業会計予算書1ページをお開きください。

第2条業務の予定量について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

次に、第3条収益的収入及び支出については、7ページの令和6年度豊頃町簡易水道事業会計予算説明書により、収益的収入を項ごとに質疑を受けます。

1 款簡易水道事業収益、1 項営業収益

(質 疑 な し)

- 中村議長 2 項営業外収益。

(質 疑 な し)

- 中村議長 3 項特別利益。

(質 疑 な し)

- 中村議長 収益的収入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

次に、8ページからの収益的支出についても項ごとに質疑を受けます。

1 款簡易水道事業費用、1 項営業費用。

(質 疑 な し)

●中村議長 2項営業外費用。

(質 疑 な し)

●中村議長 3項特別損失

(質 疑 な し)

●中村議長 4項予備費。

(質 疑 な し)

●中村議長 収益的支出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、第4条資本的収入及び支出については、11ページからの資本的収入を項ごとに質疑を受けます。

1款資本的収入、1項企業債。

(質 疑 な し)

●中村議長 4項他会計補助金。

(質 疑 な し)

●中村議長 6項補助金。

(質 疑 な し)

●中村議長 7項負担金。

(質 疑 な し)

●中村議長 資本的収入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、12ページからの資本的支出についても項ごとに質疑を受けます。

1款資本的支出、1項建設改良費。

説明第20号、説明第21号及び説明第22号。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 予算説明書45ページをお開き願います。

説明第20号、水道施設更新工事の施工について御説明いたします。

本工事は、老朽化した配水管を更新するとともに、地震に耐えられる配水管に交換するなど、令和6年度水道施設更新工事を施工することとし、簡易水道事業会計第4条予算第1款資本的支出に計上したものであります。

工事位置については、次ページに施工位置図を添付してありますので御参照願います。

1、工事概要、対図番号1ページ、事業区分、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業。

工事名、統内地区配水管布設替工事。工事予算額、7,054万9,000円。工事内容、H P P E径100ミリメートル、延長395メートル、P P径50ミリメートル、延長702メートル。

工事名、湧洞地区配水管布設替工事。工事予算額4,978万円。工事内容、H P P E径150ミリメートル、延長600メートル、継続事業であります。

これら2工事の合計工事予算額1億2,032万9,000円であります。

2、契約の方法については、指名競争入札を予定しております。

続きまして、予算説明書47ページをお開き願います。

説明第21号水道施設改修工事の施工について御説明いたします。

本工事は、老朽化した長節浄水場の処理水濁度計を更新するとともに、二宮浄水場施設周辺の排水機能低下により、雨水による浸水を防ぐために外構整備を行うため、令和6年度水道施設改修工事を施工することとし、簡易水道事業会計第4条予算第1款資本的支出に計上したものであります。

施工位置図については、次ページに添付をしてありますので御参照願います。

1、工事概要、対図番号1ページ、工事名、水道施設改修工事。工事予算額719万2,000円。工事内容、長節浄水場処理水濁度計更新一基及び二宮浄水場外構改修一式であります。

これら2工事は新規事業であります。

2、契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しております。

続きまして、予算説明書49ページをお開き願います。

説明第22号本管移設等補償工事の施工について御説明いたします。

本工事は、十勝川築堤盛土を施工するにあたり、道道大津旅来線側溝が移動することに伴い、既設の水道管の土かぶりが確保されないことから、令和6年度本管移設等補償工事を施工することとし、簡易水道事業会計第4条予算第1款資本的支出に計上したものであります。

施工位置図については、次ページに添付してありますので御参照願います。

1、工事概要、対図番号1ページ、工事名、本管移設等補償工事。工事予算額1,500万円。工事内容、道道大津旅来線水道管移設補償。D C I P径150ミリメートル、延長100メートル。新規事業であります。

2、契約の方法については、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 これから、質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 2項企業債償還金。

(質 疑 な し)

●中村議長 資本的支出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、13ページから19ページまでの令和6年度給与費明細書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、22ページの令和6年度豊頃町簡易水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

5番藤田議員。

●5番藤田議員 未収金の増減額についてお伺いします。

期首と期末では未収金が増額されておりますけれども、これはどういうことかなと、説明願います。

●中村議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 その違いは減価償却によりまして、建物等の現存分が変わりますので、その分で金額が変更となっております。

●中村議長 5番藤田議員。

●5番藤田議員 私もあまり会計は分かりませんが、減価償却の増減によって未収金という項目になるのですか。未収金というのは、あくまでも収入しなければならないものが収入されていないという表示の未収金ではないのでしょうか。

●中村議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 申し訳ございません。ちょっと答える場所が間違ってしまった。失礼しました。

ここにあります未収金の分は、現年度で収入となっていない分の未収金という形で、その残っている部分がこの金額という形で明示しております。

●中村議長 5番藤田議員。

●5番藤田議員 それは分かります。未収金の額が増えているのではないかということなので、その原因は何でしょうかということなのですが。

●中村議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 原因としましては、支払わなかった部分が増えてきてしまうことで、どうしてもその部分を見込んでいて、増えてしまっていると考えております。

●中村議長 5番藤田議員。

●5番藤田議員 こんなこと言ったら失礼ですけれども、最初から未収金を増額と見

込めるといのはおかしい会計処理ではないでしょうか。普通は未収金を回収して、あくまでも未収金の減額をするということが求められているかと思うのです。初めから増額するという、期末になっては増額するということは、未収金を放置しておく、収入しなければ、納入をしなければならぬのを怠るという意味に取られるのですけれども、そういうようでは困るかと思うのですけれども。

●中村議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 非常に私のちょっと説明が足りない部分があるのかと思うのですけれども、3月で閉めてしまうものですから、3月までにどうしても入ってこない部分、あと、これが令和5年度の入ってこなかった部分に関しましても、そういう部分を未収金に入れるということを考えていますので、その分が三角という形での表示になっている値でございました。失礼しました。

●中村議長 5番藤田議員。

●5番藤田議員 会計上なるのかもしれないけれども、未収金が増額しないようには、どうするかということが大事かと思うのですけれども、その努力義務というのはどんなような形ですか。

●中村議長 暫時休憩いたします。

午後 3時22分 休憩

午後 3時24分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、再開します

越谷施設課長。

●越谷施設課長 ただいま質問がありました関係につきましては、先ほども申したような形の未収金の増の部分は令和5年度という形で進めております。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、23ページから26ページまでの令和6年度豊頃町簡易水道事業会計予定貸借対照表及び令和6年度豊頃町簡易水道事業会計予定開始貸借対照表について質疑を受けます。質疑はありませんか。

5番藤田議員。

●5番藤田議員 未収金のことはちょっとやめまして、24ページの当年度未処理欠損金とあります。その内容についてちょっとお伺いします。

●中村議長 暫時休憩します。

午後 3時26分 休憩

午後 3時28分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 大変申し訳ございません。

欠損金額ですけれども、水道使用料の過誤による還付金ですとか、あと、経常経費の中に含まれる、ちょっと表の中には出てこない数字がございまして、その分の合計という形になっております。

●中村議長 5番藤田議員。

●5番藤田議員 表せない数字があるからこうなったというのは、ちょっと問題ではないかと思うのですけれども。では、隠し財産みたいなものがあるのですかという形になってしまうので、もうちょっと詳しくお聞かせ願いたいと思います。

●中村議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

別に隠し財産云々かんぬんというわけではないのですけれども、会計計算上の中で行っている部分がございまして、この表の中には出てこない数字も含まれている部分というのがございまして、ここに出てくる数字というのがどこどこ加わった数字というわけにはなっていないということでございます。

●中村議長 5番藤田議員。

●5番藤田議員 私の認識では、欠損金というのは何かが、これは年度末だから年度末の残高だと思うのです。何かが赤字になったから、それを欠損処理で一括で処分してしまうと。それで次の年にそれは引き継がないというような形の欠損処理だと思うのですけれども、その欠損処理の数字の中身は何だと言ったら分からないということでは困るなと思うのですけれども。その辺ちょっと町長か何かに答弁願います。

●中村議長 暫時休憩します。

午後 3時30分 休憩

午後 3時33分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

大変申し訳ございませんでした。

単純にこの資産の部の金額と負債の部の金額のその金額を差し引いて、その収入と支出の差額、その分が欠損額という金額になりまして、最終的にこの資本合計の金額という形が最終的に出てくるような形のものでございまして、あくまでも収入と支出の差額の数字を合わせた金額となっております。

●中村議長 5番藤田議員。

●5番藤田議員 それでは、最終的な計算の上の数字合わせという形で理解していい

のですか。欠損になるということですね。失礼しました。

今年度から貸借対照表という形で企業会計というふうになるということで、私自身もなかなか理解できない部分がある。言葉とか、今までないような言葉が出てくると。どう理解するかというものを必要だったわけですがけれども、だけれどもやはり、はっきりした、これだからこういうふうになるということをやちゃんと答弁願いたいなということと、やはり最終的には企業会計ですから、収入があつて支出があつて、どう動くのかと。最終的にはどのくらい儲かったのかというものがやはり示されることが大事なかなと思うのですけれども、今後は分かりやすいと言ったら変ですがけれども、よろしく願いしたいなと思います。

●中村議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 大変答弁のほうがちんとなっていて申し訳なかったなと思いますけれども、また、我々も説明等、もっと分かりやすくできるように努力しながら、今後もきちんとして進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、2ページに戻っていただき、第4条の2特例的収入及び支出について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、第5条債務負担行為について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、3ページの第6条企業債について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本事業会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第8号

●中村議長 議案第8号令和6年度豊頃町公共下水道事業会計予算について審議します。

これから、質疑を行います。

令和6年度豊頃町公共下水道事業会計予算書29ページをお開きください。

第2条業務の予定量について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、第3条収益的収入及び支出については、35ページの令和6年度豊頃町公共下水道事業会計予算説明書により、収益的収入を項ごとに質疑を受けます。

1款下水道事業収益、1項営業収益。

(質 疑 な し)

●中村議長 2項営業外収益。

(質 疑 な し)

●中村議長 3項特別利益。

(質 疑 な し)

●中村議長 収益的収入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、36ページからの収益的支出についても項ごとに質疑を受けます。

1款下水道事業費用、1項営業費用。

(質 疑 な し)

●中村議長 2項営業外費用。

(質 疑 な し)

●中村議長 3項特別損失。

(質 疑 な し)

●中村議長 4項予備費。

(質 疑 な し)

●中村議長 収益的支出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、第4条資本的収入及び支出については、38ページからの資本的収入を項ごとに質疑を受けます。

1款資本的収入、1項企業債。

(質 疑 な し)

●中村議長 4項他会計補助金。

(質 疑 な し)

●中村議長 6項補助金。

(質 疑 な し)

●中村議長 7項負担金及び分担金。

(質 疑 な し)

●中村議長 資本的収入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、39ページからの資本的支出についても項ごとに質疑を受けます。

1款資本的支出、1項建設改良費。

説明第23号及び説明第24号。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 予算説明書51ページをお開き願います。

説明第23号、茂岩栄町中通下水道改修工事の施工について御説明いたします。

本工事は、下水道管渠のたるみにより滞水し、水の流れが悪くなった部分を解消するために、令和6年度改修工事を施工することとし、公共下水道事業会計第4条予算第1款資本的支出に計上したものであります。

位置図については、次ページに添付してございますので御参照願います。

1、工事概要、対図番号1ページ、工事名、茂岩栄町中通下水道改修工事。工事予算額800万円。工事内容、下水道管渠改修、VU径100ミリメートル、L=45メートル。新規事業となっております。

契約の方法については、指名競争入札を予定しております。

続きまして、予算説明書53ページをお開き願います。

説明第24号下水道施設改築更新工事の施工について御説明いたします。

本事業は、下水道ストックマネジメントに基づき、対策が必要とされた施設と設備の更新工事を行うもので、令和6年度下水道施設改築更新工事を施工することとし、

公共下水道事業会計第4条予算第1款資本的支出に計上したものであります。

位置図については、次ページに施工位置図を添付しておりますので御参照願います。

1、工事概要、対図番号1ページ、事業区分、社会資本整備総合交付金事業。工事名、下水道施設改築更新工事。工事予算額7,000万円。工事内容、茂岩下水浄化センター計装盤改築更新一式であります。継続事業であります。

2、契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

8番坂口議員。

●8番坂口議員 今、説明第23号で説明、これ、管の太さが100ミリメートルとなっているのですけれども、流れが悪いということで改修すると思うのですけれども、管は以前よりは太くなっているのですか。

●中村議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 下水道の管ですので、そこに集まる戸数が増えれば管をもっと太くするのですけれども、戸数から鑑みまして、径100ミリメートルの管で十分ということで計算しております。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 2項企業債償還金。

(質 疑 な し)

●中村議長 資本的支出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、40ページから45ページまでの令和6年度給与費明細書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、48ページの令和6年度豊頃町公共下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、49ページから52ページまでの令和6年度豊頃町公共下水道事業会計予定貸借対照表及び令和6年度豊頃町公共下水道事業会計予定開始貸借対照表について質

疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、３０ページに戻っていただきます。第４条の２特例的収入及び支出について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、第５条債務負担行為について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、３１ページの第６条企業債について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本事業会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第８号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第８号は、原案のとおり可決されました。

◎ 休会の議決

●中村議長 お諮りします。

議事の都合により、明日、３月１３日を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、明日、３月１３日を休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

- 中村議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。
本日は、これで散会します。

午後 3時48分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員